

## 乙訓消防組合救急用自動車同乗実習実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、乙訓消防組合救急業務実施規程（平成25年消防本部訓令第2号）に基づき、救急用自動車同乗実習（以下「同乗実習」という。）について必要な事項を定めるとともに、医療従事者等の救急現場及び救急医療に対する理解と認識を深めることを目的とする。

### 第2 同乗実習対象者

同乗実習対象者（以下「実習生」という。）は、救急業務の特殊性及び感染症対策等の医学的知識をもつ次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) 保健師
- (4) 助産師
- (5) 救急救命士
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する京都府内の大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における、前5号の者の養成を目的として、当該学校の長から推薦された学生
- (7) 救急業務に関係する機関等において特に消防長が認めた者

### 第3 実習生の受入れ

実習生は、乙訓消防組合の業務に支障のない場合に限り受け入れるものとする。

- 2 受入期間は消防長が別に定める日程で、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 実習生一人当たり連続した2日間の日程とする。

### 第4 実習場所

同乗実習を実施する場所は、消防長が指定する。

### 第5 経費

実習費用として、実習生一人1日当たり金5,000円を徴収する。

### 第6 申請及び承認

同乗実習を申請する場合は、対象者の勤務又は在籍する病院、学校等の代表者（以下「申請者」という。）が、消防長に対し救急用自動車同乗実習申請書（別記様式1）に救急用自動車同乗実習誓約書（別記様式3）を添えて提出するものとする。

- 2 消防長は、前項に規定する申請を審査した結果、同乗させるのが、適当と認めるときは、救急用自動車同乗実習承認書（別記様式2）により申請者に通知するものとする。ただし、同乗させることが不相当と認めるときは、当該申請書の意見欄にその理由を記載し、返付する。
- 3 消防長は、前項の同乗実習申請を承認した場合は、申請者と同乗実習に関する内容等を定めた覚書（別記様式4）を締結するものとする。この覚書は、今後申請される同乗実習にも適用する。

## 第7 申請者の責任

申請者は、実習生の行為等について次の各号に定める場合、その責任をすべて負うものとし、乙訓消防組合は一切の責めを負わないものとする。

- (1) 乙訓消防組合の施設又は設備等に損害を与えた場合
- (2) 乙訓消防組合の信用を損なう言動等により損害等が発生した場合
- 2 同乗実習中の交通事故、不測の事故又は感染症等への対策について、実習生に係る処理及び処置は、申請者がすべて責任をもって行うものとする。
- 3 申請者は、同乗実習中の事故に備え、実習生の傷害保険及び賠償保険への加入並びに、同乗実習中の事故に関して、責任をもって対応しなければならない。

## 第8 実習生の遵守事項

実習生は、法令等を遵守するとともに、消防長又は消防署長の指示に基づいて見学研修しなければならない。

- 2 実習生は、実習を担当する消防職員の指示に従わなければならない。
- 3 消防長又は消防署長は、実習生が前2項の規定を遵守しないとき、若しくは実習生としてふさわしくない行為があったとき、又は、疾病その他の事由により同乗実習の継続が困難であると認めるときは、同乗実習を直ちに中止することができる。

## 第9 同乗実習の注意事項

同乗実習における注意事項は、以下のとおりとする。

- (1) 同乗実習は見学のみとし、傷病者や家族等関係者に対する観察や応急処

置、医療行為、説明等を行わせないこと。

- (2) 救急用自動車乗車位置を指定すること。
- (3) 同乗実習で必要となる装備（ヘルメット、感染防護品、活動服、研修中を示す腕章等）は、申請者側で準備し、同乗実習中は着用させること。
- (4) シートベルトを着装させること。
- (5) ディスポ手袋の着装等感染防止措置を行うこと。
- (6) その他、現場状況により必要と認められる安全確保処置を図ること。

## 第10 同乗実習の制限

出場指令の内容等により、以下の場合は同乗実習を制限する場合がある。

- (1) 救急現場が活動上危険な場所である場合
- (2) 多数の傷病者が発生している場合
- (3) その他、救急現場活動に当たり、特に支障になると認められる場合

## 第11 守秘義務

申請者及び実習生は、同乗実習期間中において知り得た業務上の秘密事項については、同乗実習期間中及び同乗実習期間が終了後においても、守秘義務を負うものとする。

## 第12 細目

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。